

裁判員裁判 レポート

模擬評議報告

当会会員 宮村 啓太 (55期) ●Keita Miyamura

当会会員 久保 有希子 (60期) ●Yukiko Kubo



イラスト 高橋 尚子 (当会会員)

1 はじめに

東京三弁護士会では、平成27年7月25日、26日の2日間にわたり、模擬評議を実施しました。これは、ブラックボックスとなっている評議の過程について知る手がかりを得て、今後の弁護活動の質の向上に活かすために開始した企画であり、今回で3回目となりました。当日は、東京三弁護士会はもちろん、裁判官、検察官、司法研修所教官、他の弁護士会所属の弁護士を含む多くの方（1日目：138名、2日目：117名）が参加され、評議に関する関心の高さが伺われました。

ご承知のとおり、現在、量刑については行為責任を基礎とする考え方が主とされています。他方で、一般情状については、どのように考慮されているのかが判決書を見るだけでは判然としません。そこで、今回は、「量刑検索システムに基づく傾向からすると、犯情は執行猶予相当だが、一般情状が非常に悪い事案」を題材にすることで、実刑か執行猶予かという議論の中で、犯情・一般情状がそれぞれどのように考慮されるのかを見ることを主眼としました。

2 事件の設定

(1) 事案の概要（罪名：強制わいせつ致傷）

被告人は大学中退後、アルバイトを転々としていた。事件当時は、カラオケボックスに

勤務。事件当日の昼間、グラスを割ったことで他の従業員らから笑われ、嫌な気分になった。

帰宅中、被告人が、自宅のある町を歩いていた時（本来の帰宅ルートではない）、前を歩いていた女性の体に触りたくなった。そして、後ろから抱きつき、左手で口をおさえ、右手で胸をもんだ。逃げようとして体をよじった被害女性の体を被告人がぐいっと引っぱった際に被害者が転び、左足に全治5日間の擦過傷の傷害を負った。被害者が叫んだことで驚いた被告人は、そのまま逃走し、逮捕された。

なお、被告人には、約3年前に同種事件で罰金の前科がある。

(2) 争点

量刑。なお、事前に東京地裁において、2回にわたり模擬公判前整理手続も実施した。

(3) 証拠

ア 検察側立証

甲号証：捜査報告書（犯行現場の状況）、診断書

乙号証：前科調書（迷惑防止条例違反の罰金30万円の前科あり）

証人：被害者

イ 弁護側立証

弁号証：領収証（50万円の被害弁償。なお、被告人の兄が支出した。）

証人：被告人の兄（疎遠だが、保釈後は身元引き受け。妻と娘と暮らす。）

(4) 役柄設定

被告人は「強い心があれば大丈夫。もう二

度としない。」という根拠のない自信があるタイプ。反省の言葉も形式的で、深まっているようには見えない。

兄は、縁を切りたいと思っており、具体的な監督は期待できない。

(5) 当事者等

裁判官役：安東裁判長（地裁刑事13部）、戸蒔裁判官（地裁刑事4部）、杵渕裁判官（地裁刑事17部）

裁判員役：男性3名（30代会社員、40代会社経営者、60代定年退職後の再就職）女性3名（20代大学生、20代塾講師、30代主婦）。なお、うち1名は、体調不良により、2日目は補充裁判員（50代主婦）に交代した。

検察官役：藤原検察官（東京地検）、坂根真也 弁護士（東弁）

弁護人役：宮村啓太（二弁）、久保有希子（二弁）

被告人役：佐藤隆太（千葉）、情状証人役：菅野亮（千葉）、被害者役：横堀真美（東京）

3 弁護人が注目した評議のポイント

- ・過去の量刑傾向から、犯情からは執行猶予が相当と思われる事案を前提に、再犯可能性や反省のなさ、同種前科がどう評議に影響するのか（市民の感情論からすると、実刑との意見が強くなりそうな事案において、裁判官はどのように行為責任を浸透させた評議を行うのか）
- ・監督能力のない情状証人が、どのように評価されるのか
- ・示談が成立しているわけではない金銭の支払（しかも本人が支出していない）がどう評価されるか

4 審理スケジュール

9:15 ~ 9:18	冒頭手続
9:18 ~ 9:26	検察官冒頭陳述
9:26 ~ 9:34	弁護人冒頭陳述
9:34 ~ 9:36	公判前整理手続の結果頭出
9:51 ~ 9:56	検察官請求証拠調べ(甲1、3)
9:56 ~ 9:58	弁護人請求証拠調べ(弁1)

9:58~10:23	被害者証人尋問
10:23~10:43	被告人質問(罪体)
10:53~10:55	検察官請求証拠調べ(乙1、2)
10:55~11:10	情状証人尋問
11:10~11:25	被告人質問(情状)
11:35~11:48	論告
11:48~11:58	弁論
11:58~12:00	最終意見陳述

5 評議の経過

(1) 公訴事実

公訴事実が認定できるかどうかについては、ごく簡単に検討が行われ、公訴事実記載のとおり認定できることが確認されました。

(2) グラフを利用する意義の説明

量刑評議のはじめに、量刑検索システムに基づく量刑のグラフを使用することの意味が紹介されました。詳細な説明部分は中継が入っていなかったため、分かりません。ただ、その後の説明からすると、「同じようなことをすれば同じような刑罰を。その中で裁判員の感覚を反映させる。」という説明がなされたと思われます。最近は早めにグラフを示すことが多いとのことでした。

(3) 個別事案の紹介

その上で、裁判員の意見を聞く前に、まず、量刑検索システムに登録されている同種の事件の中に、個別の事案としてどのようなものがあるのかについて紹介がなされました。ただ、個別の事案を具体的に紹介しすぎると、裁判官がどの個別事例を紹介するかによって、自然と、その間の量刑になるように誘導されてしまう危険性があるように思います。

もちろん、今回の事案が量刑上どのような位置付けになるのかを考えるためには、ほかにどういう事案があり得るのかが分かなければ困難です。ですから、評議において、ある程度、量刑の要素について紹介することは必要でしょう（例えば、「示談が成立している事案もあれば、していない事案もあります」とか、わいせつ行為としては「陰部を直接触る事案や服の上から触る事案もあります」など）。

その点で、量刑要素について弁論で触れることもまた当然に許されるし、事案によりそ

うしなければならないと思います。今回の評議においては、執行猶予方向に議論をリードするような要素をピックアップして紹介されていました。しかし、反対に、実刑方向に議論をリードするような要素をピックアップして紹介されることもあるでしょう。それ自体を防ぐことはできない以上、それぞれの事件で使用される量刑検索システムの結果に、どのような要素が含まれているのかをしっかりと分析し、当事者が論告・弁論で自らの主張に必要な限度で「いろいろな量刑要素の事案がある」ことを指摘しておくこと（当事者が求める結論への位置付けが可能となる量刑要素を抽出し指摘しておくこと）が重要です。

(4) 量刑要素ごとの検討

その上で、裁判所からは、あらかじめ用意されていた表が裁判員に配布され、ある程度の時間をとって裁判員が各自の意見を書き込みました（**図表1**）。

以後の評議は、この表に記載された項目ごとに各裁判員の意見を聞く方法で進められました。公判で弁護人が説得力のない（あるいは裁判員の反発を招くような）主張をした場合にも、その主張について裁判員が表に意見を書き込み、裁判員と裁判官で議論が行われることとなります。このように当事者の主張を評価する形式で評議が行われているとすると、何を主張するかの吟味は極めて重要であると思われる。

また、この表に関連して、模擬公判前整理

手続でのやり取りについて触れておきたいと思います。公判前整理手続において、裁判所からは強く、当事者に対し、証明予定・予定主張として重要な量刑事情の要素を提示するようにとの要望がありました。上記の表にある「被害結果が重い」「反省している」などの要素を出してほしいという趣旨です。実際の検察庁は、そのような要望に応じているとのことでした。

これに対し、今回の公判前整理手続においては、検察官、弁護人ともに、事実レベルでの主張で足り、評価についてまで詳細を主張する必要はないと拒否しました。そうしたところ、裁判所において、事案から「量刑要素として出てきそうなところ」を「想像」してあらかじめ作成してきたものが先ほどの表です。

しかしながら、このような表は、それ自体は頭の整理のためにも有用だとしても、審理の前に裁判所において準備する必要はないのではないのでしょうか。論告・弁論を聞いてから、裁判員と一緒に作り上げることで足りるはずです。あらかじめ裁判所が表を作成することは、結局、裁判官が考えるとおりの道筋で評議を進めようとするにつなかりかねません。

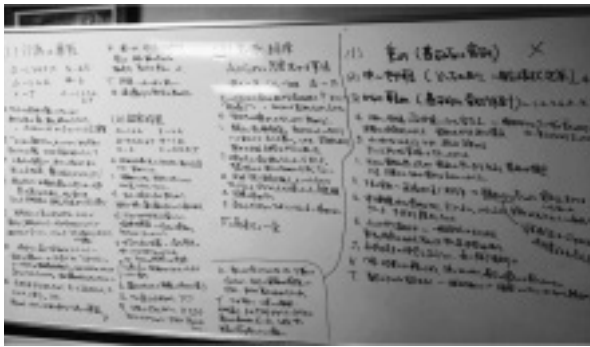
さて、評議は、この表の要素に沿って、議論が行われました。出された意見については、裁判長がホワイトボードに書き出しました。

それぞれの要素について出された意見の一部をご紹介します。

図表1 量刑要素ごとの検討

犯情	検察官の主張	○×△	重要性(大中小)と理由 (いずれも刑を重くする方向で、弁護人の指摘も踏まえて)
1	犯行態様		
2	被害結果		
3	動機・経緯(非難可能性)		
一般 情状	当事者の主張	○×△	重要性(大中小)と理由 (1は刑を重くする方向、2と3は刑を軽くする方向で)
1	罰金前科(検察官)		
2	反省、50万円の弁償(弁護人)		
3	兄が監督意向(弁護人)		

* ○×△:事実はあるという前提で、主張として評価できるか否か、大中小:本件事件の量刑としてどう考慮するか
 ※なお一般情状2の「反省」は弁護人も主張しなかったため、表から削除された。



出された意見が書き出されたホワイトボード

【犯情】

①犯行態様

- ・たまたまできなかつたが、もっと犯行を進めたかったのではと思う。また、後ろからはがいじめのような行為は悪質。
- ・自宅近くの足のつきやすいところで実行しており自制心なし、被害者が倒れたところで逃げればよいのにパニックになるなど行き当たりばつたりの印象。

②被害結果

- ・被害者が今回の件が怖くてあまり仕事ができなくなり、任された仕事を失って働きがいもなくした点は大きい。
- ・診断書はないので心の傷についてはなんとも言えない。

③動機・経緯

- ・前科の際に「強い気持ちをもってやめたい」と言っていたのに、同じことを繰り返している。

これらの犯情に関する議論が一通り行われ、その時点での量刑に関する意見を聞かれました。

- ・かなり軽めで基本的には執行猶予：7名（裁判員5名、裁判官2名）
- ・中～やや軽い（一般情状次第で実刑も執行猶予もあり）：2名（裁判員2名）

次に一般情状の検討に入りました。

【一般情状】

①罰金前科

- ・前回からの改善点を理解しておらず反省は不十分。罰金の立替え分支払なしは罪の意識なし。

②50万円の弁償

- ・誰が払おうがお金を払っている。受領側の気

持ちはともかく被害者の生活に役立っている面があるので考慮すべき。

- ・同じような事件を起こして全く払わない被告人もいるだろうから考慮してよい。
 - ・50万円は実費分。被害者が許せないと強く言っていたのであまり考える必要なし。
- これについては、実費に関する裏付けがない、という意見なども出された。

③兄が監督意向

- ・前回の罰金後も正月くらいしか連絡をとっていない。立替えた50万円を返させるといつつ、返させていない。
- ・「またか」「厳しく処罰してほしい」とまで言っている。被告人も「兄のところには居づらい」と述べており、同居は続かない。
- ・全く意味なし。兄がむしろ甘えの原因となっているのではないか。弟を信じていない。前の罰金も支払わせて理解させるべきだった。今以上に甘えさせるとかえって悪い方向にしか働かないのでは。
- ・消極的だが同居させて世話をしている。被告人は放っておくと危ないので、誰かの監督が必要。

なお、兄が情状証人になったことについては、そもそも位置付けについての議論が行われていました。これは弁護人としての反省点でもあります。監督能力に期待できない情状証人への評価を見るという目的が先行し、弁護人自身、弁論では兄の存在の位置付けを明確にしませんでした。今回のような情状証人については、まず請求するかどうかという選択を行います。しかし、請求すると決めた以上はその位置付けを明確にし、評価を加えなければ、十分に趣旨を理解してもらえない可能性があります。

なお、再犯可能性について、白熱した議論が行われていました。

「絶対またやる」という意見に対しては、「誰もが被告人に対して再犯可能性については心配がある。それは前提として、やはりやった行為に見合う刑罰でないといけないのではないか」という意見も出されました。

「刑務所に入った方がいい」という意見に対

しては「一足飛びでいきなり実刑は重い。これまでに懲役刑にはなったことがない。前は罰金だった。だから、またやるかどうかは分からない。」などという意見も出されました。

ちなみに、被告人が「日中に職場で嫌なことがあったから今回の事件を起こしてしまった」という趣旨の供述をしたことについて、弁護人は特段の主張をしませんでしたが、評議で一応「動機に酌量の余地があるのか」についての検討が行われました。結果は、裁判員全員が「酌量の余地なし」との意見でした。弁護人が「動機に酌量の余地がある」との主張をしていた場合には、その主張について相当に厳しい意見が述べられたものと予想されます。

(5) 評決

以上の議論を経て評決が行われました。

実刑か執行猶予か：実刑3名（裁判員3名）、執行猶予6名（裁判員3名、裁判官3名）

その上で、懲役何年とするかについて決定されました。判決は、懲役3年執行猶予5年保護観察付、という内容でした。

6 評議について

評議では、裁判員同士の活発な議論が行われていました。第1回、第2回は裁判員同士での議論がほとんど見られませんでした。その点で、今回の模擬評議は成功だったように思います。ただ、実際の評議では、強い意見を言う人におされるということもあるかもしれません。弁護人としては、評議室で弁護人の意見を代弁し、議論してくれる人を少しでも多く作れるよう、尽力しなければなりません。

7 ご案内

今回の模擬評議についてはDVDを作成しております。また、模擬評議から弁護戦略を考える研修（平成27年9月30日実施）についてもDVDを用意しております。

当日、ご出席できなかったという方もぜひDVDをご覧ください。

秘書サービス付き
スモールオフィスで
事業をスタート。



会議室



受付

無料で使える、
充実の施設と
サービス


会議室・応接室


複合機*


無線LAN


電話代行


受付サービス


宅配取次


リラックスマルーム

初台(渋谷)レンタルオフィス
初台センタービル
〒151-0061 渋谷区初台 1-51-1
Tel. **03-5350-2811**

初台駅
徒歩1分

池袋レンタルオフィス
池袋ホワイトハウスビル
〒170-0013 豊島区東池袋 1-20-2
Tel. **03-3982-6166**

池袋駅東口
徒歩3分

<http://www.adachiweb.com/>